

大阪府債権管理適正化指針について《概要》

行財政改革プログラム(案)

- ・団体や府民等に対する貸付金等の債権の管理を一層適正に行う
- ・全庁的な観点から、債権管理を一層適正に推進する仕組みを構築

議会・監査の指摘

- ・逃げ得は許さないとの姿勢を示し、法的手段を駆使して滞納を整理すべき
- ・債権管理の基準・指針を明確に策定することが必要 等

所管部局課における実務的課題

- ・府税や府営住宅の家賃では、強制徴収や明渡し訴訟などに取り組んでいるが、回収や訴訟に関するノウハウの蓄積が不十分などの理由により、債権管理が十分に行われているとは言い難い債権もある。

全庁的観点から債権管理の適正化を推進

平成18年4月：「大阪府債権管理推進連絡会議」を設置 実態調査の実施と課題を整理

「大阪府債権管理適正化指針」の策定

債権の発生から回収まで、それぞれの段階ごとに的確な債権管理を実践するための基本事項を示すもの

↳ 個々の債権管理に当たっては、債権の性質や状況、回収にかかるコストを勘案し、最も適切な手法を選択

①管理の徹底

- ・債権発生時のチェックの徹底
 - ・債権管理簿の整理・管理
 - ・債務者の資産状況等の把握
 - ・債権を危うくする事態が発生した場合の保全・取立ての措置
- ⇒滞納未然防止・債権の保全

②回収の強化

- ・督促や催告交渉、所在及び財産調査を徹底し、訴訟提起・強制執行を適切に実施
 - ・債権管理回収業務の民間委託(サービサー)化を検討
- ⇒債権の確実な回収・滞納抑止

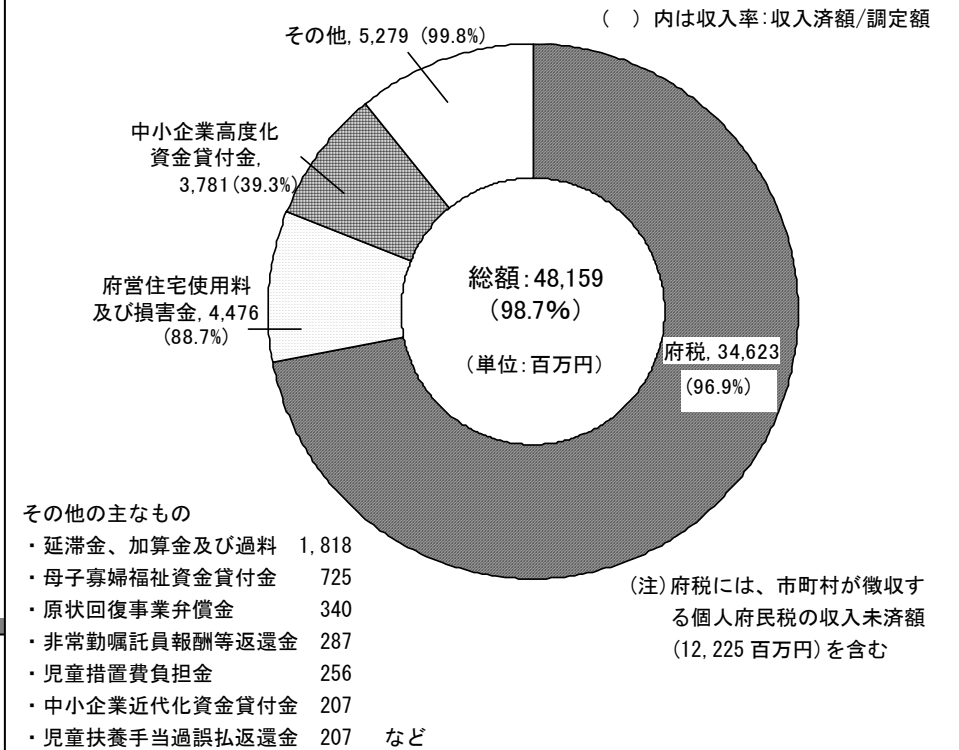
③債権の整理

- ・債務者の状況により履行させることが著しく困難又は不適当なときは、債務の免除及び債権の放棄を行い、債権の整理を進める
- ⇒滞納債権の圧縮・解消

④制度の管理

- ・回収強化・滞納防止の観点から制度の見直しを検討
 - * 担保・保証人の設定
 - * 審査の強化
 - * コンビニ収納 等
- ⇒さらに適正な制度へ

＜参考＞ 平成17年度の収入未済額（企業会計除く）



《今後の方向》

- ・平成19年度から、本指針に基づき、各部局において、個々の債権の状況について点検を行い、回収強化を図るなど適正化を推進
- ・推進連絡会議において、平成19年度中に、強制執行や債権放棄に関する要件等の整理、民間委託化など、債権管理の実効性を高めるための方策を検討
- ・回収強化や滞納防止のための必要な措置、制度の見直し等について、平成20年度以降の予算編成に反映